

認定高度保安実施者ロゴマーク使用規約

制定：令和5年12月21日

1. 目的





認定高度保安実施者制度の創設に伴い、特定認定高度保安実施者及び認定高度保安実施者（以下「認定高度保安実施者等」という。）のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）のホームページ、名刺等への掲示等により、良好事例として他の事業所の手本にすべき事業所の識別性を向上させ、保安に係る取組を推進させることを目的として定めたロゴマークの適正使用のため、この使用規約（以下「本規約」という。）を定める。

2. 使用の基準

- (1) このロゴマークを使用するときは、様式第1号に定める誓約書を経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室に提出すること。
- (2) このロゴマークは、認定高度保安実施者等に認定された事業所及びその本社（本社が使用する場合には、認定された事業所を明確にすること）並びにその従業員のみが使用できるものとする。
- (3) 関係府省庁、地方公共団体、高圧ガス保安協会等が本規約の目的に沿った使用及び普及活動を行う場合、又は報道関係機関が報道目的に使用する場合には、(1)及び(2)の規定を適用しない。
- (4) このロゴマークを使用する者（通常使用権者。以下「使用者」という。）は、他人に、ロゴマークの使用権を再許諾又は譲渡等することはできない。
- (5) 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もロゴマークを使用することはできない。
 - ・ 特定の政治、思想、宗教、募金、寄付行為の活動に関するものに使用すること。
 - ・ 公序良俗に反するものに使用すること。
 - ・ 法令及び規則などに違反するものに使用すること。
 - ・ 特定の製品の性能を示すもの及び特定の商品名やブランド名として使用すること。
 - ・ 本規約に反して使用すること。
- (6) このロゴマークと誤認される類似マークは、使用してはならない。
- (7) ロゴマークを使用した表現、表示については使用者の責任で、関係法令等を遵守のうえ、十分に留意すること。使用に関するクレーム等には、経済産業省は一切責任を負わないものとする。

3. ロゴマーク使用区分

認定高度保安実施者等は次の使用区分に従いロゴマークを使用することができる。

| | | |
|------|---|---|
| 使用区分 | 特定認定高度保安実施者（A認定事業所） | 認定高度保安実施者（B認定事業所） |
| |  |  |
| 配色 | <p>[緑]CMYK C100, M20, Y100, K0 RGB R21, G134, B73 HTML #158649 特色 DIC-2561</p> <p>[金]CMYK C25, M40, Y85, K0 RGB R188, G156, B67 HTML #BC9C43 特色 DIC-336 又は DIC-620</p> <p>[白]CMYK C0, M0, Y0, K0 RGB R255, G255, B255 HTML #FFFFFF 特色 DIC-583</p> | <p>[緑]CMYK C100, M20, Y100, K0 RGB R21, G134, B73 HTML #158649 特色 DIC-2561</p> <p>[金]CMYK C25, M40, Y85, K0 RGB R188, G156, B67 HTML #BC9C43 特色 DIC-336 又は DIC-620</p> <p>[白]CMYK C0, M0, Y0, K0 RGB R255, G255, B255 HTML #FFFFFF 特色 DIC-583</p> |
| 使用区分 | 特定認定高度保安実施者（A認定事業所） | 認定高度保安実施者（B認定事業所） |
| |  |  |
| 配色 | <p>[黒]CMYK C0, M0, Y0, K100 RGB R0, G0, B0 HTML #000000 特色 DIC-582</p> <p>[白]CMYK C0, M0, Y0, K0 RGB R255, G255, B255 HTML #FFFFFF 特色 DIC-583</p> | <p>[黒]CMYK C0, M0, Y0, K100 RGB R0, G0, B0 HTML #000000 特色 DIC-582</p> <p>[白]CMYK C0, M0, Y0, K0 RGB R255, G255, B255 HTML #FFFFFF 特色 DIC-583</p> |

4. ロゴマークデザインの使用禁止例

- (1) ロゴマークの上下左右の比率の変更、変形すること。
- (2) ロゴマークを上下左右反転させること。
- (3) ロゴマークを回転させること。
- (4) ロゴマークの文字が識別できなくなるほど小さく表示すること。
- (5) ロゴマークの文字、デザイン及び色を変更すること。
- (6) ロゴマークが識別できなくなる背景色を用いること。
- (7) ロゴマークに他のマーク等を重ねること。

5. 使用停止

- (1) 認定高度保安実施者等は、その認定が取り消されたときは、ロゴマークの使用を停止しなければならない。
- (2) 経済産業省は、ロゴマークの使用者が本規約に違反した場合やその使用が不相当と認める場合の他、いかなる場合でもロゴマークの使用を停止させることができる。この場合、これに起因する損失補填について一切の責任を負わない。

6. 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

7. 遵守事項

- (1) 使用者は、関係法規及び本規約を遵守するとともに、ロゴマークの機能と品位を損なうことのないよう努めるものとする。
- (2) ロゴマークの使用にあたって要する費用の一切は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとする。
- (3) 使用者は、ロゴマーク使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとし、経済産業省は関知しない。
- (4) 使用者は、経済産業省から要請がある場合は、ロゴマークの使用実態の報告等を行わなければならない。

8. 使用期間

認定高度保安実施者として認定されている期間内とする。

9. その他

- (1) ロゴマークに関する権利は、経済産業省に属する。
- (2) 本規約の解釈その他疑義は経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長が決定する。

10. 施行年月日

本規約は令和5年12月21日から施行する。経済産業省は、本規約の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11. 規約の更新

経済産業省が本規約を更新し、利用条件を変更した場合は、既にロゴマークを使用している者も変更後の本規約及び利用条件を適用する。

12. お問い合わせ先

経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話：03-3501-1511(内線：4951) FAX：03-3501-2357

メール：bzl-koatsu-gas@meti.go.jp